

第四回國會議院 文部委員會 會議錄 第三号

(411)

昭和二十三年十二月十日（金曜日）

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 圓谷 光衛君

理事 松本 七郎君 理事 伊藤 恭一君

理事 久保 猛夫君

古賀喜太郎君

水谷 昇君

受田 新吉君

田淵 実夫君

西山 富佐太君

松原 一彦君

出席國務大臣

文部大臣 下條 康廣君

出席政府委員

文部事務官 辻田 力君

委員外の出席者

文部事務官 相良 唯一君

専門員 宇野 圓空君

専門員 武藤 智雄君

専門員 横田重左衛門君

本日の會議に付した事件

教育公務員特例法案（内閣提出第一二号）

○圓谷委員長 これより會議を開きます。

昨日に続いて絶拒質問を継続いたしました。なおお手元配付いたしました教育公務員特例法案のうちにミス・プリントがありますので、政府の方より訂正をお願いします。

○辻田政府委員 お手元にお配りした本印刷の方の分について訂正がございますので申し上げます。

ずれ正式には正誤表が参るはずであります。が、御審議の際に必要かと思ひますので申し上げておきます。

まず目次の第一章總則の下に（第一條―第十八條）とあるのを（第一條―第三條）におかえ願ひます。附則のところ（第二十三條―第三十五條）とありますが、その三十五條は第三十四條であります。本文の二十三條第二項に「この法律中の規定が」の下に点をお入れください。それから二十九條は全部削除、従つて條文は三十條が二十九條に、以下一條ずつ繰上ります。以上であります。

○野本委員 この法案の名称であります。が、第一條に「教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き」ということが言われておるのでありますが、その特殊な職務と責任に基いて施行されるのでありますから、これは當然の特例というふうな文字を使わなくてもよいのではないかと私は思ふのです。この点についてどういふふうな考えでありますか。

○辻田政府委員 この法案は、國家公務員法の特例をなす法律案でございます。その中で、名称も特例ということを示した方が、内容と看板と一致するといふ意味で、特例という文字がある方が國民一般にはつきりわかつて、いいのではないかと思つて入れたのでございます。

○野本委員 私の考えは、さつきもちよつと申しましたが、これは教育公務員に対する立法なんでありまして、

特例という文字を使う必要はないのです。當然のことなのでありますから……。この名称についてどうも疑問を持つておるので。

それから次の問題であります。が、いわゆる教育関係の事務職員についてはどういふふうにお考えですか。

○辻田政府委員 教育関係の事務職員、たとえば文部省の役人とか、教育委員會の事務局の職員についてのお尋ねだと思ひますが、教育委員會につきましても、免許状を必要とします。教員と専門的教育職員につきましても、この法案の対象になつております。しかしその他の者並びに文部省の人間、あるいは学校の事務職員につきましても、一般の法規が適用になつておるわけでございますので、特例を認めないということになります。従つてここにありますのは、本体としては實際に教壇に立つ教育者を考へておるのでございます。その他の者は、一般の國立の國家機關であれば、國家公務員法で、地方の機關であれば地方の公務員法がござりますと、それが直接適用されることになるわけでございます。

○高津委員 昨日文部大臣から提案理由の説明をお聞きしたのであります。が、その御説明の中に、「六・三の義務教育制を根幹とする新學校制度は、今や着々實施を見つつあるのであります。が、直接新教育實施の任に當る學校の校長、教員等の選任を公正かつ適切ならしめるとともに、教員の地位を確立し、もつて教員をしてその職務に専念

させることは、教育刷新、教育振興の基礎條件であり、現下における喫緊の要務と存する次第であります。」という言葉があつたのであります。が、この特例法は教職員の職務と責任の特殊性にかんがみて、一般の國家公務員法で律せられるよりは有利な点が、大分含まれてゐることは私も認めてゐるのであります。それならば教職員の地位を確立し、もつて教職員をしてその職務に専念させるような便宜をはかるといふ意味を、この第一條の中へ織り込んで、この法律の目的を明らかにすべきではあるまいかと思ひます。この間第三國會で通過した國家公務員法の第一條は「この法律は、國家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準を確立し」とありますが、國會ではそれが修正されてその中へさらに「職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む。」という文句が挿入されたのであります。だからこの場合も教育公務員というものはその特殊性にかんがみて大いに保護をするのだ、能う限り便宜を與えるのだ、そういう意味を第一條に織り込んでおくべきではないかと思ふのであります。これに対する政府の所見をお伺ひする次第であります。

○辻田政府委員 ただいま高津委員から御指摘の点は趣旨としてはその通りでありまして、仰せの通りの考えでこの法案ができてゐるのであります。ただここに特にそういうことを明記しなかつたのは、この「教育公務員の職務

とその責任の特殊性に基き、」といふところに意味を含ませまして、教育者としては特別の使命があるものである。従つて特別の保護と申しますが、身分の保障を考へらるべきであるといふ趣旨から、ここに含ませて仰せのことなことを規定してゐるつもりでございます。

○高津委員 次に第一條の特殊性といふ意味内容は、常識的にはわかつてゐるようでありまして、いさゝくもこれは法律であり、この特殊性について政府としての定義、解釈をこの際明確にお伺ひしておいたらと思ふのですが、特殊性とは何ぞやということについてお伺ひいたします。

○辻田政府委員 國家公務員法の附則の十三條に、一般國家公務員であつても、その職務と責任の特殊性に基きといふ言葉が書いてあります。その言葉を援用いたしましたので、そのまゝ用いたわけでありまして、それ以外の意味はないのでございます。

○高津委員 公務員法との関係で向うにあるからその言葉を持つて來たのであつて、特別の意味はないと言はれるのであるが、文部省があつて、特殊といふのは教員は他の國家公務員、あるいは地方公務員とはこの点、この点、この点で違ふのだという特殊性を、具体的に教へてもらいたいといふ意味の質問なのです。そのことが明らかになつておれば、教育公務員といふものは、それゆゑにこそ待遇その他

の点で特別のはからいをしなければならぬという事項が生れて来るのでありますから、この点が非常に重大だと思ひます。

○辻田政府委員 今のお話の点よくわかりました。教育者の特殊性の内容でございすが、国立及び公立の学校の教員と申しますか、教育に當つてゐる方々は、その職務と責任において他の一般の公務員とは特殊なものを持つてゐるのであります。すなわちその職務の内容あるいは責任の内容といふものを考へてみますときに、教員の従事する教育といふものの職務は直接人間を對象としたし、しかも未成熟な被教育者の人格の完成を目ざしてゐることに於いて、主として一般人の便益をはかることを目的とする一般の対人的業務と、その性格を異にしてゐると思ふのであります。教育関係は人格と人格との関係でございすが、教員の人格といふものは意識的に、無意識的に被教育者の人格に影響するところが非常に大きいのであります。この点におきまして教員には教育者たるの資格と、それに伴う特殊な職務上の義務ないし責任が要求されると思ふのであります。さらに教育は文化を傳達し、新しい文化を創造する人間をつくり上げなければならぬものであります。で、そのために教員は教育者たるにふさわしい人格とともに、その教授する事例につきまして、十分な學識を備へ、その教育技術を得てゐることが必要であると思ふのであります。今教員の資格については特定のものが必要でありまして、また在職中の教員については常に研究と修養に努めなければならぬことであると思ふのでござい

す。なお教育は常に人間をつくる高いしかも不変な目標に向つて行われるものでありますので、そのとき々の勢力によつて左右されたり、不当な支配を受けたりすることがあつてはならぬのであります。従つて法令の範囲内で創意とくふうをもつて自主的に教育を行うことが絶対に必要であります。教員がその職務の遂行にあたりましては、教員の等級によつて責任の輕重があるという問題ではなく、各人が同一の責任をもつて行わなければならないのであります。こういうようなことからして、教員の身分取扱いにつきましては、教員各自がその地位に安んじて職務を遂行し、以上申し上げました重大な責任を全うすることができるよう、措置しなければならぬと思ふのであります。そこで右申しましたような考えのもとに、教育公務員について一般公務員に対する國家公務員法の規定をそのまま適用するのではなく、ここに一定の特例を必要とするといふふうに考へてゐる次第でござい

○高津委員 大分特殊性の内容が明らかになつたと思ふのであります。教育といふ職務は直接人間を相手にしてゐる、それを育て上げて行くという点があるし、文化の傳達をやる役目であるから、また人格、學識といふ必要だとか、創意とくふうをもつてだとか、不当の支配を受けてはならぬとか、いろいろ御説明を聞いたのであります。私はそれも特殊性と認めますが、しかしながらその程度のことでは、ほかの公務員の場合でも人間を相手にするものももちろんたくさんあります。人格學識、さらに研究をやらなければならぬといふ、それらもまた特殊性を主張して来るので、相違点はほんの少しといふことにならないでしようか。裁判をやつてゐる者、みな特殊性があつて、今の御説明では抽象的にそうでないものは残らないように思ふのです。が、もう少し聞きたいと思ひます。

○辻田政府委員 あるいは言葉が足りませんが、もう一つ御質疑になつたと思ひますが、もちろん一般公務員の中にも、その従ひまする仕事の内容によりましてそれ／＼特殊性はござい

ここにたゞいま申し上げましたのは教育者としての特殊性を申し上げたつても、裁判官の特殊性もございし、また農林事務の特殊性に當つてゐる者は農林事務の特殊性がござい

一般的に共通の性格ももちろんあると思ひます。そこで一般的なもののについては一般的な法律の規定の適用を受けるのでござい

は、教育といふ面から特別に人格の問題あるいは學識の問題、あるいはその地位に安んじて仕事に當ることができるようにならねばならぬといふことにつ

いて、特例を認める必要があると思つたのでござい

たのでござい

○松原(一)委員 文部大臣にお尋ねいたします。本法案の第三條によりまして、国立学校の学長、校長、教員及び部局長は國家公務員法の支配を受ける。公立学校の学長、校長、教員及び部局長等は地方公務員の身分を有するといふことが明記されてあります。これではつきりわかるのであります。が、そうすると第二十三條の「この法律中の規定が、國家公務員法の規定に矛盾し、又はこれと抵触すると認められるに至つた場合は、國家公務員法の規定が優先する。」といふ條項は、これは國立学校の教職員に當てはまるものであつて、公立学校の教職員に當てはまらないと思ふのであります。が、さうに解釈してよろしいと思ひますか。

○下條國務大臣 實はこの二十三條第二項の規定は、こういうような趣旨に書いたつもりであります。すなわち現在のこの規定が、國家公務員法附則第十三條の例外規定として特別法が設けられたのであります。が、將來もし本體の國家公務員法の関係におきまして何か新しい改正があつて、さうしてその改正規定と特別法との間に食い違ひが生じた場合には、公務員法の改正の方が適用せられるといふことであ

つて、現在に別になに矛盾はないと解釈しておりますが、その範圍は國家公務員法が適用せられる範圍に限られてお

○松原(一)委員 よくわかりました。それで私もはかやうに解釈いたしました。公立学校の教職員は、近くできる地方公務員法の拘束を受けるのであつて、ただいまのところにおいてはそれができるまでは、公立学校の教職員は國家公務員法の規定には拘束せられな

い、かやうに解釈するといつたします。次にそれによりまして、矛盾がここにあるのであります。第三十四條となつておりますが、修正がありましたから第三十三條となりますが、その末項に「政令で、國立学校の学長、校長、教員又は部局長の例に準じ、特別の規定をすることができ

これは今の解釈によりまして、いささか矛盾すると思ひます。國立学校の学長、校長等の例に準ずる必要はないので、これは地方公務員法ができるまでは政令でもつて標準をとるとするならば、内務省令の都道府縣職員服務規定に準ずべきものであつて、國立学校の職員に例に準ずべきものではないと思

う。この点についての文相のお考えはいかがでしようか。

○下條國務大臣 實は國立の教員につきましては、國家公務員法が適用せられる。それから公立の場合につきましては地方公務員法がありまして、母法があつて、そしてこの特別法が例外になるという組織になるはずなのであります。ところが御承知の通り地方公務員法ができま

せんから、暫定的に地方公務員法にかゝる規定を第三十四條に設けたのであります。ここに書いてありますように、地方公共團體の職員に關して規定する法律ができるまでは、暫定的に政令で地方公務員に關する規定と同じような母法をつくつてお

く。こういう建前でありまして、その地方公務員法の内容は実はまだはつきりしておりませんが、大体公立学校の職員に對して適用されるようなものは、ここにもあ

げなければならぬだらうと思ひます。

○松原(一)委員 議事進行に關しまし

てお話しをお願いしたいのであります。重大なる法案でありますから、時間の許す限り懇切に御答弁を願つて研究を進めたいのであります。御承知のような逼迫したる情勢のもとにありますが、この法案はわれ／＼もぜひ通じたい、一時間も早く完了したいという希望を持します。その関係上ごく少数の修正を委員会全体の意見として一應まとめて、これを関係係へ交渉を委員長を介してお願いして、なお続けていろいろ質疑應答をするといつたように、少し順序が逆でありますけれども、一應のごく少しの修正をまとめたという希望から、私修正案を提出したいと思つてあります。お話しを願いたいと思つてあります。

○岡谷委員長 ただいまの松原委員の動議に御異議ございませんか。

○松原(一)委員 御同意を得たようでありますから、私皆さんにお話しを申し上げたいのであります。

昨日の御意見等を聞いておりましたも、おおよそ集中するところは、わずかに数点にあるように思われるのであります。根本的な問題としての選挙権の問題は、これはなか／＼重大な議論があるものであります。その点をまず抜きにいたしまして、私は三つの修正点をここに申し上げたいと思つてあります。

第十四条中の休職規定、これは「二年」とありますのは、肺結核の病状の従来の統計その他から、久保委員から奥さんが肺結核にかかつて、二年でなおつて出て失敗せられた悲惨な実例を述べられましたように、二年ではいけないのであります。それで「二年」を「三年」と改めます。それから「修給」と

ありますが、かような氣の毒な病人に本條だけやつておくのでは、生活ができて行けません。どうか「給與」とこれを改めていただきたい。そうして末尾に「全額を支給することが出来る。」とありますが、これはいかにも弱うございまして「支給する」として「こと」ができる。」という文字を削除したいのであります。こういうふうにして十四條を改めたいのであります。

それから第十九條の研修のところでありまして、その第二項の中の最後のところの「その他研修に関する計画を樹立し、」の次を「かつ研修に要する費用を計上し、その実施に努めなければならぬ。」かようにいたさなければならぬのであります。これは研修に關するいろいろ報酬等があります。が、事実今年の四月からまだ一べんも旅費等をもらわないというものがたくさんあるのであります。これは私自分の家の家族にも教員を持つておりますが、間違いない事実であります。なか／＼この費用は出ません。それでここにせつ／＼親切な教育公務員法をつくるのでありますから、「研修に要する費用を計上し、」の文字をそこに挿入したいと思つてあります。

第三点は、第三十四條、これは改められた三十三條であります。三十三條の終りに、ただいま質問いたしました「政令で」という下に「國立学校の学長、校長、教員又は部局長の例に準じ」とありますのは削除したいのであります。二十一字だけ削除いたします。そうなりますとこれは「政令で」特別の定をすることが出来る。」となりますので、その結果は当局で特別の定めをおやりになればいいのであります。

す。但し委員会としての希望は、その定めは都道府縣職員服務規程というのが現にあつて、これが地方公務員を拘束したておる内務省令で生きておるのであります。この規程を準用になれればいいのであります。いざれ近いうちに地方公務員法もできるとでありまして、それから、それまでのつなぎはさうにいたしておきたいと思つてあります。

この三つの点を私は委員会の満場一致の御賛成をもつて修正案とし、その筋への交渉をお願いしたい。

なおもう一つつけ加えますことは、教育公務員法の法案の名称であります。これは特例法案とせず、やはり教育公務員法案といたしたい。特例という二字はとつた方がいい。内容においては特例的なものがありますけれども、自然これはあらためて独立法案とすべきものであつて、將來内容も改めねばなりません。一應この際は教育公務員法案といたしたいのであります。これにつきましてもどうか委員長からお話しいただきまして、できます限り全員一致の御賛成を得て、その筋への交渉方を手早くお願い申し上げます。

○岡谷委員長 お話しいたします。ただいま松原委員より修正に關して意見が出たのであります。ここで暫時休憩いたします。御懇談願ひたいと思つております。いかがですか。

○久保委員 懇談もいいでしょうけれども、大体松原委員の修正箇所並びにその考え方には私は大体賛成でありますけれども、字句その他のことについて各党から一名ずつ出ていただいて、それをまとめるというふうにしたらどう

かと思ひます。今の松原委員の修正でけつ／＼とも思われますけれども、たとえば研修の費用、これで考えなければならぬことは、十九條にさういふ松原委員が言われたような字句を入れたがよいから、二十一條として、二十條の次に一條設けてそれを規定したらいいか、さういふ意見もあると思つてあります。

○二十條の四項とすれば」と呼ぶ者あり

○久保委員 二十條の第四項とすれば、これは研修の機会ということになつておつて、研修の機会のための費用だけを含むというおそれがあるはずで、ところが十九條の方では、研修の機会だけの費用でなくて、教育公務員としての研修の責任を負わされておるのであつて、責任を負わされて費用は出さないというのが今日の実情なんです。それをこの法律で改めて、教育公務員に絶えず研修、修養に努めなければならぬという責任を負わせておきながら、その費用を規定せぬというのはおかしい。本来ならば二十一條として一箇條設けべきだと私は思ふ。さういふ点について各党で打合せてはどうかと私は思ふのですが、いかがですか。

○岡谷委員長 ただいま久保委員の御意見がありますので、各党より一名ずつの委員を出して相談したいといふのですが、いかがでしょうか。

○松原(一)委員 懇談もいいでしょうけれども、大体松原委員の修正箇所並びにその考え方には私は大体賛成でありますけれども、字句その他のことについて各党から一名ずつ出ていただいて、それをまとめるというふうにしたらどう

かと思ひます。今の松原委員の修正でけつ／＼とも思われますけれども、たとえば研修の費用、これで考えなければならぬことは、十九條にさういふ松原委員が言われたような字句を入れたがよいから、二十一條として、二十條の次に一條設けてそれを規定したらいいか、さういふ意見もあると思つてあります。

午後四時四十五分開議

○岡谷委員長 休憩前に引続き會議を開きます。まず法案の逐條審議に入りたいと思ひます。

教育公務員特例法

目次

第一章 總則(第一條―第十三條)

第二章 任免、分限、懲戒及び服務(第十四條―第十八條)

第一節 大学の学長、教員及び部局長(第十四條―第十二條)

第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三條―第十五條)

第三節 教育長及び専門的教育職員(第十六條―第十八條)

第三章 研修(第十九條―第二十二條)

第四章 雜則(第二十一條―第二十二條)

附則(第二十三條―第三十四條)

第一章 總則

第一條 この法律は、教育を通じて國民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定する。

(定義)

第二條 この法律で「教育公務員」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に定める学校で、同法第二條に定める國立学校及び公立学校の学長、校長(局長を含む。以下同じ。)、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教、助教、助教

午後十一時五十分休憩

議、養護教諭及び講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。)をいふ。

3 この法律で「部局長」とは、大学の学部長その他政令で指定する部局長をいふ。

4 この法律で「専門的教育職員」とは、教育委員会の職員のうち、免許状を有することを必要とする者(教育長を除く。以下同じ。)をいふ。

(身分)

第三條 国立学校の学長、校長、教員及び部局長は國家公務員、公立学校の学長、校長、教員及び部局長並びに教育長及び専門的教育職員は地方公務員としての身分を有する。

以上について御質疑がありますれば伺います。

○久保委員 教育公務員の特殊性に基いた特例法であるから、大体教育公務員というのを、ここに規定された通りに一應限定された意味はわかるのでありますけれども、学校におけます教育事務官であるとか、あるいは学校看護婦であるとか、あるいは教育委員会の事務局におけるその他の事務員、そういうのと全然身分の区別がある。待遇の上にも差別があつて、同じ職場に同じ氣持で勤務しておるといふことは、何らかそこに將來みぞができて行くようなおそれもあるものであります。が、でき得るならばそういうやはり学校に勤務する者、並びにその事務に当る者は、教員——ここで言ふ教育公務員と同じ氣持になつて行かなければ、教育というものはできない。極端なる例をもつてするならば、学校の小使に至るまで

一つの教育的な、生徒、児童に対して親切さというものを持つて行かなければ、教育というものはできるものではない。そういうことを考えてみると、この教育公務員法のうちに、今言つたようなそういう人たちを全部包含するといふことが、むしろ私としては望ましいことではないかと思つております。が、こういうことについて政府当局の御見解を聞いてみたいと思つます。

○下條國務大臣 まことにどうもつともなお尋ねだと思つます。私もついでの間まで学校の校長をしておりまして、学校の経営の立場から申しますと、教員と事務職員との間に相当心のつながりがなければ、実際の運営はできない。であります。この事務職員の方は、教員の方に近いというよりもむしろ一般の公務員の方に、すべての事務の内容から申しましても近いのであります。一体となつてやる点においては、申し上げたように、学校は校長と教員と事務職員と学生とから成り立つ一つの社会でありますから、それがなければできないのであります。が、その事務の大要から申しますと、事務職員は学校の教員よりもほかの一般の事務職員の方に近いのであります。その方の一般公務員として取扱ふことが適當であるというふうに考えたのであります。もつともこれにつきましても多少まだ研究をしたいという余地は実は持つておるのであります。が、大体今のところはさうに考えております。

○久保委員 教員ではないが、学校におります看護婦、助手、そういうものはこの中に入らぬのですか。

○辻田政府委員 免許証によりまして

養護教諭とかあるいは養護教員に当る者は第二條に當るのであります。が、そうでない者、二十二條の「教員の職務に準ずる職務を行う者」の中に該当する者につきましては、政令の定めるところによりまして、この法律を準用することになります。

○久保委員 それはどういふ者ですか。

○辻田政府委員 たとえば非常勤の講師とか、助手とか、大学や高等学校の助手、そういうふうな者でございまして、看護婦もこれは入れるかどうかについて、政令によつて定めるべきでございしますが、その点よく研究したいと思つます。

○松本(七)委員 今のは大学の助手、それからインターンの学生などはどうなのでありますか。

○辻田政府委員 インターンの学生は、はつきり学生でございしますから、この中に入れる考えはございしません。副手もただいまのところは、助手までに入れません。入れないつもりでございします。

○松本(七)委員 こういう時勢に副手の保護については前國會でも特に問題になつたのですが、インターンについて何か保護する方針はございしますか。

○相良説明員 お答えいたします。インターンの学生につきましてはやはり学生であるという身分でありますので、一應考えておりません。

○西山委員 今のインターンの方は学生の身分の方がよいと思ふ点はごもつともと思ひます。育英会の方の金を出すのに、育英会の対象として学生の身分として金を出すのですからその方がよいのだと思ひます。

○岡谷委員長 第二章に移ります。

第二章 任免、分限、懲戒及び服務

第一節 大学の学長、教員及び部局長

(採用及び昇任の方法)

第四條 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学管理機関が行ふ。

2 前項の選考は、学長については、入格が高潔で、學識がすぐれ、且つ、教育行政に關し識見を有する者について、大学管理機関の定める基準により、学部長については、当該学部の教授会の議に基き、教員及び学部長以外の部局長については、大学管理機関の定める基準により、行わなければならない。

(轉任)

第五條 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるものでなければ、その意に反して轉任されることはない。

2 大学管理機関は、前項の審査を行うに當つては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

3 審査を受ける者から、前項の説明書を受領した後三十日以内に請求があつたときは、大学管理機関は口頭審査を行わなければならない。口頭審査は、その者から請求があつたときは公開して行わなければならない。

4 審査を受ける者は、すべての口頭審査に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行

い、証人を出席せしめ並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができ

5 前項に掲げる者以外の者は、当該事案に關し、大学管理機関に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができ

(降任及び免職)

第六條 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるものでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任についても、また同様とする。

2 第五條第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(休職の期間)

第七條 学長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職においては、個々の場合について、大学管理機関が定める。

(任期及び停年)

第八條 学長及び部局長の任期については、大学管理機関が定める。

2 教員の停年については、大学管理機関が定める。

(懲戒)

第九條 国立大学の学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるものでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 第五條第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(任命権者)

第十條 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退

職及び懲戒処分は、大学管理機関の申出に基いて、任命権者が行う。

(服務)

第十一條 國立大学の学長、教員及び部局長の服務について、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第九十六條第一項の根本基準の實施に關し必要な事項は、同法第九十七條から第百五條までに定めるものを除いては、大学管理機関が定める。

(勤務成績の評定)

第十二條 学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に應じた措置は、大学管理機関が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、大学管理機関が定める基準により、行わなければならない。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員

(採用及び昇任の方法)

第十三條 校長及び教員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、大学附置の学校にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の國立学校にあつては文部大臣、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長又は教員の属する学校を所管する教育委員会の教育長(選考権者)が行う。この條中以下同じ。が行う。

2 前項の採用志願者名簿は、校長又は教員の免狀を有する者で、採用を願ひ出た者について、免狀の種別に應じ、國立学校にあつては人事院、公立学校にあつては

都道府縣の教育委員会が作成する。

3 前二項に定めるものを除くほか、採用志願者名簿に關し必要な事項は、國立学校にあつては人事院規則、公立学校にあつては都道府縣の教育委員会規則で定める。

4 教員の昇任は、従前の勤務実績に基く選考によるものとし、その選考は、選考権者が行う。

5 選考権者は、教員について第一項及び前項の選考を行うに當つては、その学校の校長の意見を聞いて行わなければならない。

(休職の期間及び効果)
第十四條 校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職において、は、滿二年とする。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、俸給の全額を支給することができる。

(任命権者)
第十五條 公立学校の校長及び教員の任命権は、その校長又は教員の属する学校を所管する教育委員会に屬する。

2 前項の校長及び教員の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分については、任命権者が行う。

3 任命権者が、校長又は教員に対し、その意に反して降任し、免職し、その他これに對しおしるし不利な処分を行ひ、又は懲戒処分を行う場合については、國家公務員法第八十九條から第九十二條第二項までの規定を準用する。

但し、この場合において、「人事院」とあるのは「任命権者」と読み

最えるものとする。

第三節 教育長及び専門的教職員

(採用及び昇任の方法)

第十六條 教育長及び専門的教職員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、教育長については、当該教育委員会、専門的教職員については、当該教育委員会の教育長が行う。

2 前項の採用志願者名簿は、教育長又は専門的教職員の免狀を有する者で、採用を願ひ出た者について、免狀の種別に應じ、都道府縣の教育委員会が作成する。

3 前二項に定めるものを除くほか、採用志願者名簿に關し必要な事項は、都道府縣の教育委員会規則で定める。

4 専門的教職員の昇任は、従前の勤務実績に基く選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

(教育長の退職)
第十七條 教育長は、教育委員会の承認を得て、任期中退職すること

ができる。

(任命権者)
第十八條 教育長及び専門的教職員の任命権は、当該教育委員会に屬する。

2 第十五條第二項及び第三項の規定は、教育長及び専門的教職員に準用する。

以上について質疑を行います。
○松本(七)委員 再三繰返す点ですが、本来ならば、この大学管理機関の内容を示した大学法が提出されてか

ら、並行審議すべきものだと思いますが、現下の特殊の状況のもとにおいてそれは不可能でありますし、またせっかく教員の任免等に特例を設けようというのですから、なるべくすみやかに審議を進めて行きたいと思つたのです

が、それにしてもこの大学管理機関の内容を定めるところの大学法というものは、日本の今後の文化水準に關する影響の非常に大きい法案であることを予想されますので、今後の取扱いについて文部省としてよほど慎重にやつていただきたい。これをこの際要望いたしておきます。すでに先ほど申しましたように、この大学法が試案ができ

たときに、大学の教授、あるいは一部の学生の間では相當眞刺にこれが取上げられておるのですが、まだ一般世間にはどういふものなのか、内容その他概略の方向もまだわかつておらないような状態でありまふ。この文部委員会でもやつと先般資料をいただきました

で、非公式な懇談会で学校局長とそれから飯木次長から、刷新委員会の審議の経過は概略伺つたのでありますが、どうしてもこれは今後は一般の世論に訴えて十分に検討して、各方面の意見をわれ／＼も聞く必要がありまふので、この点は抜かりのないように、特に御留意を願つておきたいということ

を條件に審議を進めたいと思ひます。この点ひとつどうぞよろしくお願いいたします。

○久保委員 小さいことでたくさんあるのですが、第四條の学長及び部局長の採用並びに教員の採用の選考でありまふが、これは自分が学長になりた

い、部局長になりたい教員はあちこち

ありますが、教員の中から学長、部局長を選ぶという場合に、これは希望者の中から選考するのであるとすれば、希望者がいない場合にはどういふふうにしよとするのであるか。私は学長になりたいという申出がない場合があり得ぬとは限りません。これはその例がいくらもありまふ。つまり学

校が非常に問題を起して混乱して、教授会等が非常にむずかしくなつた場合には、学長になりたいという人はそこに現われて來ないのであります。そういう場合にやはりその人の意に反して

でも、大学管理機関でこれを選考するのであるか。まずそういう点をお伺ひしたい。

○下條國務大臣 今お話のような場合があつたことを私も記憶いたしております。それでなりたい人もありますけれども、大学の教授を自分の任務と考

えような方でありまふと、むしろ学部長のような事務官的な者になりたくないという希望が非常に多いのであります。私もある私立大学に關係してありますが、教授会では避ける人の方が多いで、なりたいという人はむしろ推薦したくないような人が多いのであります。しかしながらとにかく学部長を置かなければならぬということになるから、結局そこで何とか話し合ひをつけて、だれか適当な人を推すということになつて、結局はできておることになるのであります。やはり教授会の決議に基かないで、上から高圧的に、あるいは今までは大学の管理機関あたりが、本部とか何とかというところ

で任命するところを任命するようになつては避けないのであります。やはり教

育委員会

が

が

が

が

が

が

が

が

授会の議決に基いて任命せられるという形をとりませんと、その後のいろいろな進行がうまく行かないので、あくまでも教授会の議を経て行きたい。教授会は今申しましたようにいろいろなる場合がありすが、結局はその人が得られるように考えます。

○久保委員 部局長にしても学長にしてもその場合そうなるのか。もし選考機関では不適当と思うが、自分で名乗り出た者が一人ここにあるというような場合には、やはりその一人を一應選考するのですか。ほかの人はみんな希望しないのだというような場合にはどういうふうになりますか。

○下條國務大臣 大体は希望者を募るというよりも、そこで選定いたしました。そうして選挙の結果学部長に、または学長、総長とか学長とかは別にいろいろ組織がありますが、学部長の場合であります。たとえば当該教授会で学部長を選挙するということになる。何とか学部長が選定せられる段階になると思います。

○久保委員 第十條に「大学の学長、教員及び部局長の任用」云々、それは「大学管理機関の申出に基いて、任命権者が行ふ。大学管理機関が選挙し、そうしてそれが任命権者に申し出る、というふうになつております。ここに教授会というものは別に出ておらぬわけです。この管理機関というものは、私は教授会というものと違ふと思ふ。大臣のお話を聞いてみると、大体教授会においてそれを選挙して推薦して、そうして任命権者の方に申し出るようなふうになりそうでありすが、ここに書いてある大学管理機関というものは、これは教授会とは全然趣

が違ふものでないかと私は思う。そこでお尋ねしているのをごさいますか。

○下條國務大臣 私の申し上げたのは、学部長についてお尋ねになつたように思ひましたので……。

○久保委員 学部長と学長なんです。

○下條國務大臣 学部長は大学管理機関で、たとえば教授を何年以上した者とか、あるいは何か適当な基準を設けるだろと思ひます。そういう基準に合致した者のうちから教授会で決議して、それに基いて管理機関が任命するというふうになつております。

○久保委員 学長はどうですか。

○下條國務大臣 学長については、これは大学管理機関の定める基準によつて、学部長の場合と違つて、教授会の決議が書いてない。学長の点につきましては政府委員から答えをいたさせます。

○辻田政府委員 大学管理機関の將來のあり方につきましては、先ほど松本委員からもお話がありましたように、大学校で、はつきりとしたものであります。経過的には、それまでの間に

おきましては附則の二十五條によりまして、それ、従来の慣例を尊重いたしまして、それに基いて経過的な規定がございすが、それにによりまして、この学長につきましては「協議会の議に基き学長」ということがあります。その協議会と申しますのは、やはり二十五條によりまして評議員及び部局長で構成する会議でございます。一個の学部を置く大学によりましては教授会の構成員、部局長で構成する会議が協議会というふうになりますので、教授会に部局長が加つたものを協議会と

いたしまして、その協議会で十分議を練りまして、そこで決定したものを学長に出すというふうになつておる。そこできめました基準によりまして、今度は選挙につきましては、学長については協議会自身がこれを行うことに二十五條によつてなつておるのであります。従つて今の協議会と申しますのは、一個の学部だけの場合には教授会と部局長をもつて構成されておるもので、教授はやはり全員入ることになつております。

○久保委員 そうしますと今辻田局長の言われた教授会と部局長ですか、それがここのいう大学管理機関ですか、それと違ふのではないですか。

○辻田政府委員 大学管理機関は條文のそれによりまして、大学管理機関といふものは全部読みわけておられます。この場合に学長につきましては協議会といふことに読むわけでありすが、それから部局長を選挙する場合には「学長」といふように、大学管理機関といふものを読みわけなければなりません。それから教授につきましては協議会の議に基きまして学長といふふう

に、大学管理機関といふものを読みまして、これは二十五條に書いてあるものであります。読みわけて、二十五條に「大学管理機関等の諮問」といふところに、一つ、詳しく書いてあるわけでありすが、

○久保委員 わかりました。次に轉任というところと懲戒というところに「審査」という言葉がある。この審査は大体各大学の大学の管理機関に全然まかせて行われるのであるか。大学は五十でできた場合に、その五十の大学はおの／＼何らの連絡なしに、一

定の基準もなしに、まったく独自に審査というのが行われるのであるか。何か一つのよりどころというものが考えられるのであるか。それから審査する場合に、甲という大学と乙という大学に審査の結果に非常に甲、乙があり、矛盾があつてもかまわないのであるか。という問題、次は第七條であります。第七條は個々の場合についてやはり大学管理機関において長期の休養を決定すると、こゝになつております。私が前に言いました轉任とか、懲戒の場合には、もし甲という大学と乙という大学とが別々の審査をしたからといつて、それは何ら予算的な問題には関係ありません。ところがこの第七條に

いたつてはそれは行かない。もし甲乙丙丁の学校に、この個々の場合長期の休職の期間を各々の大学にまかせたというふうな場合には、ただちにこれはその大学の予算に差ができて来るのであります。同じ問題について差ができて来る。甲という大学ではこの休養を三年とした、乙という大学では同じ状態のものを三年としたとする。そういう場合にそこにただちに経費の問題がからんで来るのであります。従つてこの第七條の場合には、ただ単に個々の大学にまかせるといふことには私は行かないと思ふ。そこでこの第七條のような場合には何らかそこどこかで統一がとられるか、あるいは標準が規定されねばならないのではないかと考えられるのであります。その点をどう

いうふうに考えられておるか、これが第二点。第三点は勤務成績の評定の問題で、第十二條であります。この評定をするのにこれももう大学管理機関にまかすべきだと私は思うのですが、

ここに一定の例をとりましますならば、考課表みたような一つのものを考へて、それから評定する場合の一つの基準といふものを統一される考へがあるのかないのか。ただそういうことも一切大学にまかせるのであるか。そしてこの第二項に勤務成績の評定は大学管理委員会が定める基準による。この基準の一つのわくというのを、私が聞いておるのは統一されるかどうかということである。この点について伺いたい。

○下條國務大臣 今お尋ねになりました諸点については、大学法のきめ方で違ひのじやないかと思ひます。実はもし大学法のきめ方が、たとえば管理機関に關しまして中央に一つの管理機関が設けられる。その管理機関のもとに總括的な操作が行われる。それからもう一つの考へとして各大学に管理機関的なものが設けられる。そこで自身の働きをするといふことになるかによつて違ひのじやないかと思ひます。もし大学の自治を尊重する意味において、各大学でおの／＼自分の管理機関を完全に掌握するといふふうになりますと、今お話のような／＼な審査とか成績の評定とかについて、統一を欠く場合が起るかと思ひます。それは現在でも各総合大学、國立大学の間にいろいろ問題がありまして、これらについては逐次会議を開きましていろいろ問題を打合せて來ました。休職の期間等についてはどういふふうにするか、その他評定はどんな規定によつて評定するかといふことも打合せた上で、統一して行くことになるのじやないかと思ひます。

○久保委員 大體文部省の考へ方を聞いておるのであります。こまかな点は

もちろん大学法ができなければわかないことは、私も了解しておるのでありますけれども、文部省としては今私が言いましたような点について、たとえ三つにわけて言つたのであります、第七條の場合にはこれは各大学に全然まかせることには行かないことであるといふこと、その他の点はまかせようと思ふばまかせられることだ。しかしそれを何らか統一しようといふ、統一性を求めて行こうといふ考えであるかどうか。第七條はどうでも、うでもこれはある程度統一されねばならない性質のものであると思う。そういう点について文部省の考え方を聞きたい。

○下條國務大臣 この第五條並びに十二條等についてなるべく態度を同じくしたいと思ひます。これらはいずれも皆重要な点でありまして、甲の取扱いと乙の取扱いが離隔しても適當でないと思ひます。なるべくこれを統一して行くようにしたいと思ひますが、大体趣旨は大学の意思を尊重して行くという態度であります。しかし相互の間に連絡をはかつて、その間にあまり差のないようにして行きたい。この点は今お話の第七條についても同様であると思ひます。

○黒岩委員 今、久保委員が指摘せられた第七條であります。大学以外の学校に対しては休職のままに俸給を支給するところの年限を明記してあります。大学の方はこれを何らきめてない。その理由を御説明願ひたいと思ひます。

○下條國務大臣 これは昨日一應申し上げたと思ひますが、大体いろいろの判定について画一的でなく、各大学の

自治にまかせて適當にやつて参りたい。こういう考え方でそこに何ら規定をおいてないのであります。しかし今久保さんから言われるように統一を欠くおそれがありますので、できるだけ自発的に相互の間に協定を遂げて、適當な運用を遂げたいと考えて、別にこゝには書かない趣意であります。

○黒岩委員 それでは大体二年になるか三年になるかわかりませんが、大学以外の学校に適用された年限より短縮されることはないかと了解してよろしうございませうか。

○下條國務大臣 その点は別に今こゝにはつきり申し上げかねますけれども、おそろくそういうことになるだらうと思ひます。ほかの場合よりも短くてもよいということには考えないと思ひます。

○黒岩委員 もう一点お伺ひしたいと思ひますが、この教育公務員の任免その他の身分に関するところは、大学管理機關がやるということになつておりますが、事務職員的人事に関してはどこが扱うのでありませうか。これは別の法律ができたときに當然決定されるべきものであると思ひますが、その辺のお考えはどういうふうであるかお伺ひしたいと思ひます。

○辻田政府委員 仰せのごとく大学の事務職員については大学法によつてはつきり明定されると思ひますが、現在においては國家公務員法の規定が、そのまゝ適用されることになると思ひます。

○松原(一)委員 ちよつと伺ひますが、從來公立学校の十級官は文部大臣が任命しておつたのですが、今度は一律一級を級を問はず第十五條によ

つて、教育委員会がこれを任命するものと心得てさしつかへございませうか。

○辻田政府委員 さようでございませう。

○松原(一)委員 次に伺ひますが、國立大学の方については轉任のところにたいへん念が入れてありますが、公立学校の職員には任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分があつて、轉任がこゝに書いてないようですが、これは意に反した轉任があり得ると思ひます。

○辻田政府委員 轉任の問題でございしますが、こゝに轉任という文字を使つてありませんので、今お申し述べになつたような御疑問があつたと思ひますが、これは任用という中に一本になつて入つております。出る方からいふと退職の方に相当する場合がありますのでありまして、その場合にその人の意に反してなされる場合には、ただいまの十五條の三項の規定によりまして救済の方法がとられておるわけでありませう。

○松原(一)委員 もう一度伺ひます。さうしますと、今後各町村にまで教育委員会が普及したときには、甲の村の教員が乙の村に移る場合には、轉任ではなくて一度退職して、それから乙の村であらためて任用するといふ形式をとるものと心得てよろしうございませうか。

○辻田政府委員 さようでございませう。

○松原(一)委員 もう一つ伺ひます。その場合に恩給関係の年数計算はどうなりますか。從來は切れた場合におい

ての計算はめんどうであつたのです。○辻田政府委員 恩給年限を計算いたします場合には通算して恩給を積算されるわけですね。

○久保委員 小さいことですが、十五條の任命権者が教育委員会であつた場合に、たとえば長崎縣教育委員会という名で指令等を出すのですか。それともその委員長の名前で出すのですか。○辻田政府委員 長崎縣教育委員会として出します。

○久保委員 もう一つこれはむづかしい問題ですが、勤務成績の問題であります。勤務成績をどうして評定するかという問題は実にむづかしい問題だと思ひます。こゝでは「從前の勤務実績に基づく選考によるもの」とし、第四項にうたつてありますが、この勤務成績の評定というものは実にむづかしいことだ、結局は神でないものはほんとうのことではできないといふことになるかも知れませんが、しかし從來私の知つてゐる範圍で申し上げますと、自治体によつて勤務成績評定の標準が非常に違ふのであります。あるところでは出席、欠席、早退、遅刻を第一に考へてやるところがある。もちろんそれは非常に大事な要点であります。あるところではその人の教育効果がどんなに高かつたかといふことを校長が判定して、それによつてやるといふ考えがある。しかしまた校長の考えは主観に流れ功利的に流れるおそれが非常に多いのであります。これはただ単に勤務成績といふ場合だけでなく、人物を選考する場合も同様でありまして、私はある先輩の非常に尊敬している人に、甲乙丙丁みな人物の見方が違ふ場合に、

どういふふうにするがよからうかといふことを聞いたことがありますが、そういう場合に一番間違ひない考え方、同僚に聞くことだといふことを教へられたのであります。同僚や学友が見た人物並びに勤務成績は、ほとんど動かぬものだといふことでありまして、私はなるほどさうだろつと思つて、その後迷つたときにはいつもそういう方法をとつた経験を持つのであります。したがってこゝで勤務成績を選考といへば簡単にできさうであるが、これくらいむづかしい問題はない。そこで第五項には「学校の校長の意見を聞いて」となつております。これは一應こゝうならざるを得ない。私も一應校長の意見を聞くといふことが、校長を信用してそこにすえた以上、こゝういふことになると思ふのでありますけれども、実はこゝに非常に問題がありまして、今後教育界が漸次民主的になつて行く、学校の運営といふものがさういふふうになつて行く場合に、必ずこれは問題が起ると私は思ふのであります。そこで「校長の意見を聞いて」といふのに、校長ばかりでなくて職員、大学においては教授会といふのがあつた。それから、さういふ一つの教員の声、さういふものを聞く必要があるのではないかと、こゝが一つ、もう一つは勤務成績を評定するに、少しこれはむづかしい質問かもしれませんが、あなた方文部當局にあるいは大臣は、どういふ標準でこれを選考するのが一番よいと思ひておられるか。さういふ点について伺つてみたいと思ひます。

○下條國務大臣 お考えの通りまゝにとむづかしい問題でありまして、実はやはり結局は選考権威者の判断できま

るほかはないと思います。その場合に
とにかく一應校長の意見を聞いてみる
という程度以上、実は名案がないので
あります。何かありましたら実は承り
たいと思うのであります。それで同僚
の意見を聞くというところ、一つの考
え方でありますが、ずいぶんまた逆
のことであるのであります。従来同僚
が排擠するようなこともありましたが、
まずこの程度で一應進んでみるよ
りほかはない。従来大体こういうよ
うなことをやつておつたのであります
が、大体この程度よりほか、さしあたり書
き上げるだけの名案がないように思
います。

○久保委員 従来ひどい人事選挙の例
は、大都市ほどひどいのであります。
大都市である、社会の者が廣く一人
の人物を知るといふことは困難であ
りますから、その区域の人が一人の教員
なら教員、あるいは校長なら校長とい
うものを批判する材料が非常に少い
のであります。大都市ほど弊害が大き
いのであります。

す。日本の大都市の市の課長をして
いた者で、私が懇意にしておつた者が
ありますが、ずいぶん前の話でありま
すけれども、その例などは、一人の
校長を選ぶ場合にだれを選んでよい
かわからないのであります。そこで
で一番押しかけて来てしようがない者
を選ぶ。それがいいとは思わぬけれど
も、結局これが一番よかつたという
くつをつけるのであります。そうい
うようなことが實際行われて来た。何
としましては、これはどういふ点を防
ぐ方法を考へておかなければならぬ
のです。人間には必ず長所もあり短所
もある。いくら短所が多い人でも、長
所の一つや二つ持つておらぬ者はない

のでありますから、りくつは必ずつく
のであります。今の大臣の答弁では名
案はないと仰せられるのであります
が、この表現をするまでの過程にお
いて、どういふことを考へてみられ
たか。それを辻田局長に聞いてみたい
です。

○辻田政府委員 勤務成績を的確に評
定することは、仰せのようになりたい
はむずかしいことだと思ひます。これ
をおらゆる角度から見て評定しなけ
れば、正確な評定とは言えないのであ
ります。われわれといひましては勤務
とが、教授力あるいは教育技術の面を
含めた教授力、それから大学等にお
いては特に研究の業績とか、あるいは
教育活動力、あるいは同僚間の協力状
況といふふうなもの、またその他にい
ろいろあると思ひますが、そういうよ
うなものを平常に校長はよく公平に
正當に観察しておられて、その結果
を表わすようになると思ひるのであ
ります。なおそのときに、法文には書
いてありませんが、だん／＼民主的な考
え方が成長いたしますと、校長として
制度としてではなしに、現実において
教員の総意をやはり適当にしん／＼と
してと言ひますが、教員全体の意向を
よく察知して、評定をするものだと思
ひておる次第でございます。

○久保委員 教員といふのはお話の通
り教授力といふものが大事である。教
壇に立つては教授力が大事ですけれ
ども、大学において部科長であるとか
長といふような場合には違ふ。中学、
新制高校以下でありますと同様のこ
とが言えるのであります。小学校にお
いても中学校におきましても、高等学
校におきましても、教壇に立つての教
授力といふのと、教頭としての腕、人
物

と、それから校長としては別であり
ます。ところが従来人物選挙の場合に
それをすべて混同して、ただ単に
教授力があれば校長によいと考へられ
る。あなたもそう考へておられないか
と思ひますが、そういうことじやない
かと思ひます。非常にこれはむずか
しい。それで辻田局長の御答弁はこ
う解していいかどうか、もう一應聞
いてみたい。この校長の意見——教
員の意向を含めた校長の意見、こ
ういふお考へでありますか。

○辻田政府委員 お答えいたします。
これは法律的に一つの義務として行
ななければ、その校長の意見ではない
といふふうな意味ではなくして、現実
の問題として校長は教員の方の全
体の意向がどこにあるかといふことを
よく知つて、それを自分の勤務成績
を評定する場合の重要な材料にする
のであり、といふことを信じて疑わ
ないものであります。

○久保委員 それならそういう表現を
考へてごらんになりましたか。あなた
がそういうことをほんとうに希望さ
れるのであれば、あなたの希望がは
つきりこの法案の中に出て来るよう
な表現といふものを、一應とつてみ
られたかどうか、考慮されたかどうか。
○辻田政府委員 民主的な思想がだ
んに発展する過程においてそれ／＼
違ふと思ひますが、われ／＼として
そういうことを十三條の第五項によ
つて、校長の意見を聞いておる中
に十分包含し得ると思つておるので
ございまして、校長がただ単に全然無
関係に、自分の狭い範囲だけの問題
を追つて、勤務成績をきめることは
ないと思つておるのでございまして、
その場合

の表現としては、この「校長の意見
を聞いて」といふことではわかん
ないと思ひます。
○黒岩委員 この第十三條、第十五
條にありますが、大学以外の公立学
校であつて、教員の身分が教育委員
会に所属しない学校といふものがある
でしようか。あればそれを説明したい
と思ひます。と申しますのは、第十五
條に「公立学校の校長及び教員の
任命権は、その校長又は教員の属す
る学校」云々と「校長又は」の文字が
特に入つておられます。私が一應考
へて見ますのに、教育委員会法が
実施になりまして今日、公立学校で
教育委員会に属しない学校が、ほかに
あるであらうかという疑問を持つて
おられます。

○辻田政府委員 公立の高等学校以
下の学校におきましては、教育委員
会に属さない学校はないと思ひま
す。
○黒岩委員 そういたしますと、この
法文に「校長又は」といふ文字はど
ういふ意味でお入れになつたのであ
りますか。
○辻田政府委員 あるいはお尋ねの
こととちよつと違ふかもしれませんが、
その校長や教員が属する学校は公立
の場合もございまして、市町村の場
合もございまして、そこはその公立
学校といつても設置主体が違ひます
からそれによつてそれ／＼の学校に
属する教育委員会、この教育委員会
の中には都道府県の教育委員会、市
町村の教育委員会、あるいは組合
の教育委員会といふようなものがある
のであります。か
ようにしたのであります。

○黒岩委員 そうすると今の御説明に
よりましては、まだわかりませんが、
「その校長又は」の文字を入れた意味
を

承りたい。現在都道府県に委員会が
ございましたが、市町村の委員会が
できるまでは、都道府県の委員会が
すべての市町村の委員会の教員の問題
を扱つておりました。してみると委員
会に所属しないところの学校の教員
といふものはない。そう考へると「そ
の校長又は」といふ文字をどう理解
していいかということがわからぬ。
○辻田政府委員 御質疑の意味を理
解できないのであります。「その校長
又は」といふのは、十五條の「公立
学校の校長及び教員の任命権」とあ
りますのに、それ／＼の校長及び教
員の任命権に對して、「校長及び教
員の属する」といふことにすべきだ
といふことではないか。ちよつと……
○黒岩委員 「その校長及び」とい
ふ意味がわからぬと思ひますけれども、
「校長又は教員の属する学校を所管
する教育委員会」といふ表現では、
校長も任命権を持つておるし、委員
会も任命権を持つておるような感
がいたします。

○松本(七)委員 辻田局長にお伺
いするのですが、この意味はこ
ういふ意味なんぢやないですか。校長
の場合はその校長の属する学校を所
管する教育委員会、教員の場合はそ
の教員の属する学校を所管する教育
委員会、どつちにしても教育委員
会がやるのであつて、ただ校長及
び教員と両方入れな
くちやならないので、それ／＼の属
する学校を所管するといふ文句をこ
こに入れたのでございまして、か
ういふのであります。

○辻田政府委員 さういふので
ございまして、その点は教育委員会
法の四十八條で明らからせてござ
います。黒岩委員の御質問の、校長
が任命権を持つておるというこ
とがわからないのであります。

○黒岩委員 私の読むところによると「又は」という文字は、校長と委員会とを並列するような理解しかできないのであります。「校長及び」という表現ならば、あなたの御説明の御趣旨の通り理解ができます。

○辻田政府委員 これは黒岩委員のよう誤解といひますか、お読みになる方があるかもしれませんが、それはわれわれとしてはいさゝか機会に、そういうことのないように説明いたしたいと思ひます。普通の場合には、校長の下にボツがあつた場合には、法制的には意味が違つて来るのであります。

○黒岩委員 わかりました。轉任のことにつきましては松原委員からお尋ねがありましたか、轉任はないという御答弁であつた。ところが實際問題として從來の扱ひは、都道府縣をまたいで教員が異動するときでも、甲の縣からは出向命令を出し、乙の縣で採用になつて任命せられるまでの期間が多少ずれ

てあります。その間の問題というものは出向命令を出しました地元の都道府縣に属しておつたのであります。してみるとその間に實際に期限はなかつた。ところが轉任がないということになると、甲の委員会では免職せられて、乙の委員会では任用せられる期間の間に、もし空白の時日があつた場合には、教員の恩給というのに対して迷惑を及ぼすという結果になりはしないか。こういうふうに考えますときに、

何がゆゑに大学以外の学校の教育公務員の轉任を認めないか。この点を御説明願ひたいと思ひます。

○辻田政府委員 從來の規定によりますと、國において任命権を持つておつたのでございます。従つてその相互の

轉任ということはありませんわけでありますが、今回教育委員会法ができて、またこの細則が施行されますと、任命権者の所在がかわつて来る。それ

の教育委員会の委員が任命権者になるわけであります。任命権者の違ひ間において轉任ということはありません。一方においては退職し一方においては任用されるという形式になるわけであります。ただ御心配にありましたような時間的に空白がありまして、恩給が通算されないということになります。これは極力避けなければならぬことではございませんので、そういうことのないように、万全な処置をとらなければならぬと思ひます。われわれとしてはそういうことについては、この法案が幸いに通過いたしましたとして、さ

れる場合には、趣旨の徹底ということについて遺憾のないようにいたしたいと思ひます。

○黒岩委員 從來の任命権者は國であつたという御説明でありましたが、なるほど二級以上は内閣から辞令が出ております。三級官の教員には都道府縣からその辞令が出ておつたように記憶しておりますが、そうしてその三級官の教員が府縣をまたいで轉任するときでも、その轉任地の知事が出校命令を出しておりました。そうしてみますと、委員会は、免許状の点から申しますと、市町村委員会は免許状を與えることはできません。府縣の委員会の方から免許状を與えるようになつてゐると承知しておりますが、してみるとその間の取扱ひは、從來の三級官の教員の取扱ひを都道府縣知事がやつておつたのと似た性質のものではないかと思ひますが、その点十分納得するよう

に御説明願ひたいと思ひます。

○辻田政府委員 今の点は研究しまして、はつきりしたことをあとで御答へいたします。

○松原(一)委員 ついでに辻田政府委員にお尋ねしますが、都道府縣の公立学校の教員が、その同一府縣内において轉任するということはあり得るものと思ひますが、そう心得て間違ひありませんか。

○辻田政府委員 同一府縣内におきまして、縣立の学校間においては轉任といふことはあり得る。しかし市町村立の学校につきましては、相互轉任することはないのであります。

○松原(一)委員 もう一つ伺ひたいします。その場合に意に反したる轉任が行われますか、どうですか。

○辻田政府委員 縣立学校の場合は本人の意思に反するということもあり得ると思ひます。

○松原(一)委員 その場合には「國家公務員法第八十九條から第九十二條第二項までの規定を準用する」とありますが、そうなりますとそれは人事院の關係でありますけれども、ここでは任命権者と読みかへるならば、同じ任命権者の行つた不法もしくは不利益な行為をその任命権者に訴えて、それで最後の解決となるのであります。

○辻田政府委員 任命権者が一つの処分を行ひまして、それが非常に不利益な処分であつたという場合には、本人からいへば適當に書類等を備へ、あるいはまた弁護人等を出して任命権者に向つて要求をするわけであります。その場合に任命権者はそういう資料を十分參照して、それでもなお自分の行つた行為が適當であると思つた場合には、もとの通りの判決、判定をするかもしれません。しかしその場合に時間的な考慮の余地を與へる。また資料等によつて反省の機会を與へるということになるわけですが、これはちよつと變にお考へになると思ひますが、訴訟願ひのような場合にも、やはり処分廳に對して訴訟をするということになります。そういうふうな先例もあるのでござい

ます。

○岡谷委員長 明日は午前十一時から開會いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後六時七分散會

昭和二十四年一月二十三日印刷

昭和二十四年一月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局